

(趣旨)

第1条 この規程は、中京大学における人を対象とする研究に関する倫理規程（以下「倫理規程」という。）第9条第3項に基づき、人を対象とする研究に関する倫理審査委員会（以下「委員会」という。）について定める。

(学部・研究科等に設置する倫理審査委員会)

第2条 人を対象とする研究を行う学部、研究科等（以下「学部等」という。）は、必要に応じて、人を対象とする研究の実施計画等を審査するため、倫理審査委員会（以下「学部等委員会」という。）を設置することができる。

2 学部等委員会については、別に定める。

(審議事項及び任務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 倫理規程第9条第1項に基づき、申請された人を対象とする研究の実施計画等の審査に関する事項
- (2) 学部等委員会において実施が承認された人を対象とする研究の実施計画等の審査に関する事項
- (3) 学部等委員会に対する指導・助言
- (4) その他の人を対象とする研究に関する事項

2 人を対象とする研究の実施計画等の審査に関する事項は、別に定める。

(構成)

第4条 委員会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 法律分野の専任教員 2人
- (2) 人文・社会科学分野の専任教員 2人
- (3) 自然科学分野の専任教員 2人
- (4) 第2条第1項に規定する学部等委員会から選出された専任教員 各1人
- (5) 学外の有識者 2人
- (6) 一般の立場から意見を述べることができる者 2人以内

2 前項第1号から第3号まで、第5号及び第6号の委員は、学長が指名する。

3 第1項第1号から第3号までの委員は、第4号の委員を兼任することができない。

4 委員会は、少なくとも男性1人及び女性1人を含む委員で構成する。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員会は、委員長が招集する。
- 3 委員会の議長は、委員長が当たる。
- 4 副委員長は、委員長の職務を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 委員長は、副委員長と合議の上、学内外の有識者をオブザーバーとして出席させることができる。
(任期)

第6条 第4条に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(成立及び議決)

第7条 委員会は、委員総数の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 第3条第1項第1号及び第2号の審査に関する審議事項については、出席委員の3分の2以上をもって議決する。
- 3 第3条第1項第3号及び第4号の指導・助言及び人を対象とする研究に関する審議事項については、出席委員の過半数をもって議決する。

(審査の基準)

第8条 審査の基準は、次に掲げる基準に基づくほか、一般的に妥当と認められる倫理的規範によるものとする。

- (1) 中京大学研究倫理規程
- (2) 中京大学における人を対象とする研究に関する倫理規程
- (3) 関連する法令、所轄庁の告示及び指針並びに学会等の指針等

(守秘義務)

第9条 委員会の委員は、その任期中及びその職を退いた後も、職務上知り得た情報を正当な理由なく他に漏らしてはならない。

(議事録等の取扱い)

第10条 委員会の議事録の取扱いは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 議事録は、委員会の承認を得なければならない。
- (2) 議事録には、委員会の日時、場所、出席者、議事進行等の過程、審議内容及び決定事項を記録するものとし、議長の押印又は議長及び書記双方の押印がなければならない。
- (3) 議事録管理責任者1人を選任し、議事録及びその資料(配付、回覧、回収資料等)の管理を行う。
- (4) 議事録及びその資料の原本は、紙媒体とし、必要に応じて、取扱注意、部外秘又は秘を明示して、中京大学会議文書取扱いに関する規程に従って管理を行う。
- (5) 議事録の原本を作成したときは、その謄本又は抄本を、学長へ直ちに送付しなければならない。
- (6) 議事録及びその資料の原本の保存場所は研究推進部研究支援課とし、保存期間は学校法人梅村学園文書管理規程に定めるとおりとする。

- (7) 保存期間を経過した資料は、廃棄するものとする。
- (8) 原本、謄本又は抄本を問わず、議事録及びその資料の閲覧、複写、開示等の際は、委員長又は権限を委譲された者の許可を得るものとする。
- (9) 管理部署名称変更、統廃合等で議事録管理責任者が変更となる場合は、速やかに移管を行う。
- (10) その他議事録及びその資料に関する取扱いは、中京大学会議文書取扱いに関する規程に従うものとする。

(所管)

第11条 委員会に関する業務は、研究推進部研究支援課が行う。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、委員会が発議し、倫理委員会及び教学審議会の審議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2014年10月22日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2025年4月2日から施行する。ただし、第11条の規定は、2025年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、2026年1月1日から施行する。